

調達に係る契約資格喪失措置について

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は下記の措置を講じた。

記

1 講ずる措置 日本公庫が実施する調達に関する契約資格の喪失

2 措置対象者

- (1) 株式会社博報堂（東京都港区）
- (2) 株式会社東急エージェンシー（東京都港区）
- (3) 株式会社セイムトゥー（東京都千代田区）
- (4) 株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ（東京都港区）
- (5) 株式会社KADOKAWA（東京都千代田区）
- (6) 株式会社サン・アロー（東京都千代田区）
- (7) 株式会社大広（大阪府大阪市北区）

3 措置期間

- (1) 項番2 (1) から (6) の対象者：9箇月（令和5年3月14日から令和5年12月13日まで）
- (2) 項番2 (7) の対象者：6箇月（令和5年3月14日から令和5年9月13日まで）

4 措置の内容

次に掲げる事項の禁止（やむを得ない事由がある場合を除く。）

- (1) 契約の相手方又はそれらの代理人となること
- (2) 日本公庫の調達手続きの一切に参加すること
- (3) 日本公庫が行う契約に係る全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該契約の完成保証人となること

5 措置を行う理由

次に掲げる事由が日本公庫が定める契約資格喪失措置要件に該当したため。

(1) 項番2 (1) から (3) の対象者

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行った各競技のテストイベントの計画立案業務などの入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反したとして、同法第74条第1項の規定に基づき、公正取引委員会により刑事告発され、東京地方検察庁により起訴された。

(2) 項番2 (4) から (7) の対象者

元役員等が東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事らに対する贈賄罪で起訴された。

以上